評議員選出規程

制定 1997年 2月17日 改訂 1999年 5月29日 改定 2013年 7月28日 改定 2016年 3月23日 改定 2017年11月30日

(評議員の選任及び評議員会の構成)

第1条 公益財団法人神奈川県スキー連盟の定款第12条に則り、評議員会は評議員を選任し、 評議員は評議員会を構成する。

(選出及び仟期)

- 第2条 加盟団体は、本連盟会員登録規程に定める会員登録を完了した者の中から、評議員候補者を、役員改選年度の翌年の5月末迄に所定の手続きに基づき、推挙しなければならない。
 - 2. 評議員の総数は、定款第11条に定める上限の20名とし、次の配分方式で各加盟団体に配分する。
 - (1) ブロックに基礎評議員として、1名を配分する。
 - (2) 残りの人数を、改選年度1月1日現在の登録会員数に応じて、ブロックの登録会員数に応じて、ブロックに比例配分する。ただし、会員数のカウントは、一般は実登録会員数、高校生は登録数の2分の1とし、登録料無料の中学生以下は対象としない。
 - (3) 理事会は、前項の推挙を受け、速やかに審議決定の上、会長がこれを委託する。
 - (4) 評議員就任の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(推挙の必要書類)

- 第3条 評議員候補者の推挙を行うときは、会長あてに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 加盟団体長の推薦書
 - (2) 本人の就任承諾書

(評議員の交代)

- 第4条 加盟団体において任期内に変更を行わなければならないときは、第2条1項及び第2 項並びに第3条に準ずる手続きを経て、交代することができる。
 - 2. 前項の手続きを行うときは、前条の書類のほか、変更理由書及び前任者の辞任届けを添付して、加盟団体長から変更の届け出並びに新評議員候補の推挙を行うものとする。

3. 新たに選出された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則)

1. 比例配分の算出方法は別表に示すものとする。